

地域計画

策定年月日	令和 7年 3月 31日（公告日）
更新年月日	—
目標年度	令和 16 年度
市町村名 （市町村コード）	小野市 （ 282189 ）
地域名 （地域内農業集落名）	市場地区 （ 山田町 ）

注：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

（1） 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	50 h a
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	50 h a
② 田の面積	48 h a
③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）	2 h a
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	3 h a
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	3 h a
（参考）区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	29 h a
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	17 h a
（備考）	

注 1: ①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2: ②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。

3: ④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4: ⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:（参考）の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6: 「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

（2） 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none">・70歳以上の農業従事者が5割以上である。農業者の6割以上の者が後継者が未定である。・経営規模拡大志向の農業者がほとんどいない。・今後も農地の出し手（貸し手）が増えることが予想されるため、将来的には後継者未定の農地面積が中心経営体が引き受けできる農地面積よりも多くなる恐れがある。・中心経営体となる農事組合法人山田の里において、新たなオペレーターの確保及び育成が急務となっている。・イノシシなど鳥獣による農作物及び畦畔への被害が深刻であり、実効性のある対策が急務となっている。
--

（3） 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

<ul style="list-style-type: none">・農地利用は中心経営体である農事組合法人山田の里が主に担う。・主要作物としては、ヒノヒカリや山田錦等の水稻の他に小麦の栽培を行う。
--

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・農事組合法人山田の里、個人農業者を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地バンクを通じて進める。			
(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	44 %	将来の目標とする集積率	60 %
(3) 農用地の集団化（集約化）に関する目標			
・農地集約を通じて、担い手への耕作農地の集団化とその団地面積の拡大を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組	
・農地中間管理機構を活用して、農事組合法人山田の里、個人農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。 ・農地集約の取組は、農地利用最適化推進委員及び農地相談員と調整し、農地バンクを通じて進める。	
(2) 農地中間管理機構の活用方法	
・所有者の貸付意向の時期に配慮し、地域全体の農用地を農事組合法人山田の里及び個人農業者に段階的に集約化する。	
(3) 基盤整備事業への取組	
・担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を検討する。	
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組	
・地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	
・作業の効率化が期待できる防除作業等は、JA兵庫みらい農協への委託を進める。	

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①イノシシやシカ等の鳥獣被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
③作業省力化や高品質生産等を可能にする農業機械設備の導入を検討する。
⑦多面的機能支払交付金を活用して、さらなる農地や農道等の保全管理の為の取組を進める。

